

3. 申告の際にお持ちいただくもの

◆印鑑

◆平成21年中の所得の分かるもの

○給与に関しては、源泉徴収票、給与明細書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間支払額など)

○年金に関しては、公的年金などの源泉徴収票

○事業所得・不動産所得などに関しては、収支内訳書など

◆国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの支払証明書

※支払った国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合には、日本年金機構(旧社会保険庁)が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する必要があります。

◆医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの

(「4. 医療費控除を受ける方へ」をご覧ください)

◆障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳または証明書

◆勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証または在学証明書

◆所得税還付申告を受ける方は、ご本人名義の預金口座番号の控え

4. 医療費控除を受ける方へ

多くの方にお持ちいただくことなく申告相談を行えるよう、医療費控除の申告の際には事前に領収書を集計し、明細書を作成してお越しく下さい。

◆領収書の集計方法と明細書の作成例

①医療を受けた方ごと、医療機関ごとに領収書をまとめます。

②①でまとめた領収書ごとの合計額を計算し、明細書に記入します。

平成21年分 医療費の明細書【作成例】

医療を受けた方	続柄	病院・薬局などの名称	支払った医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費(420円×2(往復)×15日間)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合 計			176,250円	23,000円

※通院のための交通費は原則、バス・電車などの公共交通機関のみ対象となり、タクシーや自家用車(ガソリン代、高速料金など)は医療費控除の対象となりません。

※薬局などで購入したもののうち、カゼ薬などの一般的な医薬品の購入費は医療費控除の対象となりますが、ビタミン剤などの購入費は対象となりません。

5. 住民税の住宅借入金等特別税額控除

平成11年から平成18年までに入居した方で、税源移譲により、所得税額が減少した結果、算出した控除額が所得税額より大きくなり、所得税額から控除しきれなくなった方や控除しきれない額がより大きくなった方を対象に個人住民税の所得割額から税源移譲による影響分を控除する経過措置があります。

また、平成21年度税制改正において、平成21年から平成25年までに入居した方について所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除する新たな制度が創設されました。

さらに、昨年度まで、個人住民税の所得割額の減額措置を受けるためには、毎年、その年の確定申告期間内に「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要がありましたが、平成21年度税制改正において、給与支払報告書等に改正を行い、申告を不要とする仕組みとなりました。

なお、平成11年から平成18年までに入居した方で、山林所得または退職所得を有する方もしくは所得税において平均課税を行っている方については、申告により異なる控除額が適用される場合があります。この申告による控除の適用を受ける場合には、申告が必要です。